

# 第104回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月19日（水曜日）  
午前10時

場所

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレン  
ス・丸の内 Room3+4

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く）5名選任の件

株主総会のお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。



極東貿易株式会社

証券コード：8093

# 招集ご通知

証券コード 8093

2024年5月31日

(電子提供措置の開始日2024年5月27日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

極 東 貿 易 株 式 会 社

代表取締役社長 岡 田 義 也

## 第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kbk.co.jp/ja/ir/library/soukai>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「極東貿易」または証券コード「8093」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前に以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月18日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権をご行使くださいませようお願い申し上げます。

### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。各議案につき、賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2024年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room3+4  
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結  
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告  
の件  
2. 第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

以 上

### 【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

議決権を有する株主様には、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知および電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送しておりますので、電子提供措置事項のうち、その他の事項については、前記のいずれかのウェブサイトをご参照ください。

次回以降、書面での株主総会資料送付をご希望の株主様は、お取引の証券会社または三井住友信託銀行までお申し出ください。

三井住友信託銀行 証券代行部 0120-533-600

受付時間9:00～17:00（土・日・休日を除く）

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次の事項を記載していません。
- 事業報告の一部の項目
1. 企業集団の現況に関する事項
    - (5) 主要な事業内容
    - (6) 主要な営業所
    - (7) 従業員の状況
    - (8) 主要な借入先の状況
    - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
  2. 会社の新株予約権等に関する事項
  3. 会計監査人の状況
  4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
  5. 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の一部の項目
- 連結株主資本等変動計算書
  - 連結注記表
- 計算書類の一部の項目
- 株主資本等変動計算書
  - 個別注記表
- 〇監査等委員会及び会計監査人は、監査報告を作成する際に、上記の事項を含めた事業報告、連結計算書類及び計算書類を監査の対象としております。
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正の前後の内容を掲載させていただきます。

## 事前質問の受付について

本総会におきましては、事前のご質問を専用サイトにて受け付けております。  
いただいたご質問の中で、株主の皆様の関心が高いと思われる株主総会の目的である事項に関するご質問については、株主総会にて取り上げさせていただきます。  
以下の質問受付専用サイトにアクセスし、「質問記入フォーム」に入力してください。  
※ 株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

質問受付期間 2024年5月27日（月曜日）～6月17日（月曜日）午後5時40分締切

質問受付専用サイト <https://q.srdb.jp/8093/>



- 事前にいただいたご質問に対しては、個別に回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 株主総会で取り上げるに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- 質問受付専用サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

# 議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

## 当日ご出席による議決権行使



株主総会開催日時：2024年6月19日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



議決権行使期限：2024年6月18日（火曜日）午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年6月18日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するよう、ご返送お願い申し上げます。

## インターネット等による議決権行使



議決権行使期限：2024年6月18日（火曜日）午後5時40分入力分まで

6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。2024年6月18日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに行使していただきますようお願い申し上げます。

※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、上記議決権行使期限内で最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使のご案内



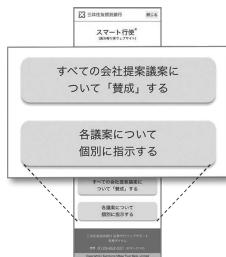
### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



- 2 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力の上ログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

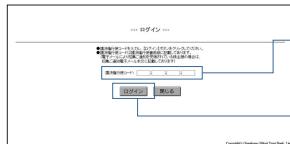


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン又はスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

**0120-652-031**

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な成果の還元と企業価値の持続的向上を実現するため、適正な資本政策の下、将来の事業展開と財務状況、収益動向などを総合的に勘案した配当を実施することを利益配分の基本方針としております。

また当社は、2021年5月10日に公表いたしました中期経営計画「KBKプラスワン2025」において、当初3年間の配当性向100%など積極的な株主還元政策を掲げており、当期は計画3年目となります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金56円（中間配当と合わせて年間93円50銭）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は690,339,104円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月20日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 <small>おかだ よしや</small> 岡田 義也	男性 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長 産業設備関連部門長	14回中14回 (100%)
2	再任 <small>さくましんじ</small> 佐久間慎治	男性 取締役 副社長執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長	14回中14回 (100%)
3	再任 <small>さとう まさはる</small> 佐藤 匡玄	男性 取締役 常務執行役員 営業統括本部副本部長 産業素材関連部門長	14回中14回 (100%)
4	新任 <small>はった ただみち</small> 八田 忠道	男性 執行役員 コーポレート部門長	
5	再任 <small>ふじの たかし</small> 藤野 隆	社外 独立 男性 取締役	14回中14回 (100%)

候補者  
番号

1

おかだ よしや  
**岡田 義也** (1957年4月25日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況  
43,176株 14回中14回 (100%)



再任

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1984年4月 当社入社  
2003年4月 情報・環境機器部長  
2005年6月 KBK Europe GmbH支配人  
2009年10月 産業システム部長  
2011年4月 執行役員 産業・資源グループ長 産業システム部長  
2013年4月 執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長  
2013年6月 取締役執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長  
2017年4月 取締役 常務執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長  
2019年4月 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長  
2023年4月 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長 産業設備関連部門長（現）

**取締役候補者とした理由**

入社以来、主に産業関連事業などに従事するほか、当社の各営業分野に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社ドイツ現地法人で支配人を務めるなど海外での経営経験も有しております。また、当社の代表取締役社長に2019年より就任し、当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性、経営者としての豊富な経験および識見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値のさらなる向上の実現に資することができるものと期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

さくま しんじ  
佐久間 慎治

(1963年5月22日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

23,472株 14回中14回 (100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1986年4月 当社入社  
2009年7月 極東貿易(上海)有限公司 総経理  
2013年5月 産業システム部長  
2019年4月 執行役員 営業統括本部副本部長 基幹産業関連部門長  
2020年6月 取締役 執行役員 営業統括本部副本部長 基幹産業関連部門長  
2021年4月 取締役 執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長  
2021年6月 取締役 常務執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長  
2024年4月 取締役 副社長執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長 (現)  
(重要な兼職の状況)  
エトー株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、産業素材関連事業、基幹産業関連事業などに従事するほか、当社の各営業分野に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社中国現地法人(極東貿易(上海)有限公司)で総経理を務めるなど海外での経営経験も有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

さとう まさはる  
佐藤 匡玄

(1959年1月9日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

17,082株 14回中14回 (100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 当社入社  
2005年6月 プラスチック部長  
2009年6月 執行役員 素材グループ長 兼プラスチック部長  
2009年7月 執行役員 素材グループ長  
2017年6月 取締役執行役員 素材グループ長  
2019年4月 取締役 常務執行役員 営業統括本部副本部長 産業素材関連部門長 機械部品関連部門長  
2021年4月 取締役 常務執行役員 営業統括本部副本部長 産業素材関連部門長 (現)

取締役候補者とした理由

入社以来、産業素材関連事業に従事し、プラスチック部長、素材グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。海外勤務も経験していることに加え、顧客との調整、折衝のため海外における業務経験も多く、これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

は っ た た だ み ち  
**八田 忠道** (1965年12月9日生)

所有する当社の株式数  
0株



新任

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1988年4月 三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社  
 2018年4月 三菱ケミカル株式会社 理事役 兼 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 税務部長  
 2019年4月 三菱ケミカル株式会社 理事役 経営管理部長  
 2020年11月 同社 経営執行職 経営管理部長  
 2021年4月 株式会社生命科学インスティテュート 理事 経理部長  
 2022年9月 株式会社ブリヂストン  
 2023年7月 当社入社  
 2024年1月 執行役員 コーポレート部門長（現）

**取締役候補者とした理由**

三菱化学グループ在籍期間は、経理・財務の実務はもとより、米国駐在での基幹システム導入やグループ会社での経営管理、又、持株会社としての企業統治や経営戦略にも携わるなど豊富な経験を有しております。当社入社後はコーポレート部門を統括し、多くの改革・改善に取り組む傍ら、M&Aの推進にも力を注いでおります。長きに亘るコーポレートファイナンス及び企業統治の経験を踏まえ、当社のさらなる企業価値の向上に資する事を期待し、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

ふ じ の た か し  
**藤野 隆** (1956年2月12日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況  
1,800株 14回中14回（100%）



再任

社外

独立

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1979年4月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社  
 2009年1月 同社 執行役員 経営企画室長  
 2010年1月 同社 常務執行役員 CFO 兼 社長室長  
 2010年3月 同社 取締役 常務執行役員 CFO 兼 社長室長  
 2015年1月 同社 取締役 常務執行役員 社長付（2015年3月退任）  
 2015年1月 伊勢化学工業株式会社 顧問  
 2015年3月 同社 代表取締役 兼 社長執行役員（2019年3月退任）  
 2021年6月 当社 取締役（現）  
 2023年6月 TDK株式会社 社外監査役（現）  
 （重要な兼職の状況）  
 TDK株式会社 社外監査役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

旭硝子株式会社（現AGC株式会社）では財務IR及びコーポレートガバナンスの担当取締役を、その後、伊勢化学工業株式会社（東証スタンダード市場上場）では代表取締役に歴任されるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社経営全般に対して、独立した立場からの客観的な意見を頂くために社外取締役候補者とするものであります。経営陣から独立した立場から、企業経営に関する豊富な経験に基づいた監督機能を果たして頂くことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤野隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- ① 当社は藤野隆氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合には、同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。  
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
  - ② 藤野隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は藤野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、同氏が再選された場合には、同氏を引続き独立役員として届出する予定であります。
5. 当社は、当社および当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者の保険料は、全額当社が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役（予定）のスキルマトリックス

氏名	役位	独立 社外	企業 経営	ファイナ ンス	法務・リ スクマネ ジメント	技術・イ ノベー ション	営業・マ ーケティ ング	グロー バル 経験	環境・ 社会
岡田 義也	代表取締役社長 社長執行役員		○			○	○	○	○
佐久間 慎治	取締役 副社長執行役員		○			○	○	○	○
佐藤 匡玄	取締役 常務執行役員		○			○	○	○	○
八田 忠道	取締役 執行役員		○	○	○			○	○
藤野 隆	取締役	●	○	○	○			○	○
前田 英彦	取締役 常勤監査等委員		○	○	○				○
貝塚 光啓	取締役 監査等委員	●			○				○
日高 真理子	取締役 監査等委員	●		○					○

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するスキル及び役割を表しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用および所得環境の改善、個人消費の回復やインバウンド消費の増加など、経済活動の正常化に向けて緩やかな回復基調が続いております。一方、米国経済は堅調に推移しているものの、世界的な金融引き締めや、欧州ならびに中国経済の停滞など世界経済は総じて減速傾向にあります。また、原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安による物価の上昇、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化といった地政学リスクの高まりなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当グループは2022年3月期から始まった中期経営計画「KBKプラスワン2025」の3年目として、サステナブルな社会の実現と企業価値の向上を目指し、計画で掲げた目標の達成に向け、事業ポートフォリオの最適化を図り、新規事業分野へリソースを配置し、また株主価値に資する資本政策の実行を着実に進めてまいりました。

当連結会計年度につきましては、中国での事業など一部伸び悩みが見られるものの、産業設備関連部門においては海外プラント向け機器事業が好調を維持し、産業素材関連部門においては炭素繊維複合材料関連事業が堅調に推移いたしました。また、近年好調を維持している機械部品関連部門のねじ関連事業は建設機械向けを中心に引き続き売上を伸ばしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ10億3百万円増加の436億60百万円となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりであります。なお、第3四半期連結会計期間より報告セグメントの区分方法を変更しており、前連結会計年度の比較及び分析は、変更後の区分に基づいて記載しております。

### 産業設備関連部門

産業インフラ関連事業において国内鉄鋼・化学プラント向けの事業に回復の傾向が見られ、また海外プラント向け機器事業が引き続き好調を維持しました。資源・計測機関連事業においては海洋探査をはじめとする資源開発機器事業が堅調に推移いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ8億27百万円増加の123億23百万円となりました。

### 産業素材関連部門

機能素材関連事業において海外向けを中心に炭素繊維複合材料関連事業が堅調に推移しました。自動車部品用樹脂・塗料事業は米国においては好調だった一方で、中国向けなどは低調に推移いたしました。生活・環境関連事業においては食品業界向け資材事業など一部事業に持ち直しの兆しがあるものの、本格化には至らず低調に推移いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ21百万円増加の131億57百万円となりました。

### 機械部品関連部門

ねじ関連事業において、建設機械向けが好調を維持し、また自動車産業向けが回復するなど前連結会計年度に引き続き全般的に堅調に推移いたしました。一方、ばね関連事業は定荷重ばねの自動車産業向けおよび中国向け特需が一服したことなどにより低迷いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ1億53百万円増加の181億80百万円となりました。

セグメント情報

(単位：百万円)

区 分	2023年度 当連結会計年度		2022年度 前連結会計年度		増減(△印減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
		%		%		%
産業設備関連部門	12,323	28.2	11,495	26.9	827	7.2
産業素材関連部門	13,157	30.1	13,135	30.8	21	0.2
機械部品関連部門	18,180	41.6	18,026	42.3	153	0.9
合 計	43,660	100.0	42,657	100.0	1,003	2.4

損益の状況

損益面におきましては、売上総利益は、産業設備関連部門の海外プラント向け機器事業が好調を維持したことに加え、機械部品関連部門のねじ関連事業が堅調に推移したことから、前連結会計年度に比べ2億13百万円増加の91億15百万円となり、行動制限の緩和により営業活動が活気づいたことから、販売費及び一般管理費の増加がありましたものの、売上総利益の増加により営業利益につきましては、前連結会計年度に比べ1億11百万円増加の11億12百万円となりました。

経常利益につきましては、為替差損が発生したことなどにより前連結会計年度に比べ36百万円減少の14億87百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度で計上した特別損失が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べ1億39百万円増加の11億56百万円となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

### (2) 対処すべき課題

今後の経済動向については、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される一方で、中東やウクライナなどの地政学リスクは緊張度合いが高まり、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響などにより、当グループを取り巻く環境は、引き続き先行き不透明な状況となっております。

2024年3月期の当グループは新型コロナウイルス禍の影響からようやく脱した中で、開発投資等を計画的に実行し、受注動向は着実に上振れしているなどの成果はあるものの、2022年3月期から始まった中期経営計画「KBKプラスワン2025」で掲げた目標達成に遅れが生じる結果となっております。

2025年3月期においては、事業ポートフォリオ最適化を目指したM&A等の事業投資を実現することで当グループの事業の厚みを持たせるとともに、ノンコア事業の整理等を推進し中期的に事業基盤の強化を推し進め事業価値の増大を図る方針です。

資本政策としては今後も中期経営計画通りに高水準の株主還元を継続することで株主価値を高める方針であり、また、当グループの成長を担う社員の育成を着実に進めるべく、中長期的な視野で人材投資を行い、社員が活躍できる環境整備を積極的に行ってまいります。

また、当グループはコーポレートガバナンス・コードを遵守し、従前にも増してコーポレートガバナンスの強化に努めるとともにリスク管理体制とコンプライアンス体制を拡充していくことにより内部統制システムの強化も実現していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の推移

項目	2020年度 (第101期)	2021年度 (第102期)	2022年度 (第103期)	2023年度 (第104期) (当期)
売上高 (百万円)	57,405	39,705	42,657	43,660
経常利益 (百万円)	734	1,296	1,523	1,487
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	278	781	1,017	1,156
1株当たり当期純利益 (円)	45.37	63.55	82.63	93.86
純資産 (百万円)	22,258	22,623	23,553	25,690
総資産 (百万円)	51,790	45,513	44,522	49,646

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

#### ② 当社の財産及び損益の推移

項目	2020年度 (第101期)	2021年度 (第102期)	2022年度 (第103期)	2023年度 (第104期) (当期)
売上高 (百万円)	34,715	11,001	10,294	11,843
経常利益 (百万円)	438	362	891	1,233
当期純利益 (百万円)	440	93	887	1,369
1株当たり当期純利益 (円)	71.73	7.61	72.07	111.16
純資産 (百万円)	15,942	15,057	15,240	16,554
総資産 (百万円)	42,711	36,139	34,949	39,233

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当する親会社はありません。
- ② 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(重要な子会社) KBK Inc. (米国)	9,400千米ドル	100.00	貿易業
日本システム工業株式会社	50百万円	100.00	電子機器の製造及び各種ソフトウェアの開発、販売
極東貿易（上海）有限公司 (中国)	11,123千人民元	100.00	貿易業
Kyokuto Boeki India Private Limited	48百万インドルピー	100.00	貿易業
株式会社ゼットアールシー・ ジャパン	16百万円	100.00	重防食塗料の輸入販売
KBKスチールプロダクツ 株式会社	150百万円	100.00	高性能ステンレススチールベルトなどの製造、販売
サンコースプリング株式会社	45百万円	100.00	定荷重ばね、ステンレス製各種ばね類の製造、販売
ファール株式会社	10百万円	100.00	給電装置の輸入販売
オートマックス株式会社	30百万円	100.00	各種性能評価試験装置等の製造、販売
株式会社TWD Japan	50百万円	80.00	洋上風力発電関連事業
エトー株式会社	669百万円	100.00	ねじ鉚螺その他工具の販売
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア)	1,000千マレーシア リンギット	100.00	ねじ鉚螺その他工具の販売
ETO PRECISION OF TAIWAN CO.,LTD. (台湾)	5,000千台湾ドル	100.00	ねじ鉚螺その他工具の販売
SIAM ETO CO., LTD. (タイ)	110,000千タイバーツ	100.00	ねじ鉚螺その他工具の販売

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
(重要な子会社) ETO (HONG KONG) CO., LTD. (香港)	2,000千香港ドル	100.00	ねじ・鋸螺その他工具の販売
プラント・メンテナンス 株式会社	50百万円	100.00	工場施設に関連する部品販売、据付修理等
KBK Europe GmbH (ドイツ)	153千ユーロ	100.00	貿易業
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A. de C.V. (メキシコ)	1,237千米ドル	100.00	貿易業
(重要な関連会社) ABB日本ベーレー株式会社	300百万円	29.4	自動制御装置及び同機器の 設計、製造、販売
藤倉化成塗料(天津)有限公司 (中国)	8,600千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売
藤倉化成(佛山)塗料有限公司 (中国)	13,999千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売
上海藤倉化成塗料有限公司 (中国)	69,000千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住 所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
エトー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	10,013百万円	39,233百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,991,836株 |
| (3) 株主数      | 17,420名     |
| (4) 大株主の状況   |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,102 百株	9.81 %
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 IHI口	7,711	6.25
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	4,010	3.25
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,951	3.20
株 式 会 社 ニ レ コ	3,028	2.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,639	2.14
極 東 貿 易 取 引 先 持 株 会	2,562	2.07
藤 倉 化 成 株 式 会 社	1,919	1.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	1,551	1.25
三井住友信託銀行株式会社	1,208	0.97

(注) 当社は自己株式 664,352株を保有しておりますが上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交 付 さ れ た 者 の 人 数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 9,194株	4名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	岡田 義也	社長執行役員、営業統括本部長、産業設備関連部門長
取締役	苫米地 信輝	常務執行役員、コーポレート統括本部長
取締役	佐藤 匡玄	常務執行役員、営業統括本部副本部長、産業素材関連部門長
取締役	佐久間 慎治	常務執行役員、営業統括本部副本部長、機械部品関連部門長、エトー株式会社 代表取締役社長
取締役	藤野 隆	TDK株式会社 社外監査役
取締役 常勤監査等 委員	前田 英彦	
取締役 監査等委員	貝塚 光啓	弁護士
取締役 監査等委員	日高 真理子	公認会計士、東ソー株式会社 社外取締役、住信SBIネット銀行株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、藤野隆氏、前田英彦氏、貝塚光啓氏及び日高真理子氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
2. 取締役 藤野隆氏、取締役監査等委員 貝塚光啓氏、取締役監査等委員 日高真理子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者の保険料は、全額当社が負担しております。
4. 当社は社外取締役である藤野隆氏、貝塚光啓氏及び日高真理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役 前田英彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が内部監査部門との連携を図り、取締役会以外の重要な会議へ出席する等により情報を収集し、監査等委員会全体で共有することにより、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
6. 取締役常勤監査等委員 前田英彦氏は、当社において長年、管理企画グループを担当し、またコーポレート部門長を務めており、さらに社外取締役である日高真理子氏は公認会計士として専門知識を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2023年6月22日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、取締役常勤監査等委員 大内 晋氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、単に「取締役」と記載する場合も同様。）の報酬は、当社および当グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上と、ステークホルダーとの一層の企業価値共有を達成するために、社是・企業理念に則した職務の遂行を促し、経営目標や指標の達成を促すためのものとし、具体的には、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、役位別の報酬基準額を定め、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬と株式報酬から構成されます。一方、社外取締役（本方針においては監査等委員である取締役を除く。）については基本報酬のみを支払うこととします。当該方針については取締役会で決議されております。

当社は任意の報酬委員会（3名以上の取締役より構成し、過半数を社外取締役とし委員長は社外取締役より選出）を設置しており、取締役の報酬は、まず取締役会からの諮問を受けた報酬委員会で審議された後、報酬額等の方針の決定権限を有する取締役会が、報酬委員会での審議結果についての答申を受けて決定します。一方、社外取締役の報酬は、業績連動報酬はなく基本報酬のみであるため、他社水準などを考慮して定めた基準額に従い定められた額の確認を報酬委員会で行った上で、取締役会で決定します。この過程を経て、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第97回定時株主総会において年額360百万円以内（内、監査等委員でない社外取締役分として年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（内、社外取締役1名）です。また、この報酬限度額とは別枠で、2018年6月21日開催の第98回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額72百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（内、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第97回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。
- ④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	125 (7)	90 (7)	17 (-)	17 (-)	5 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	31 (14)	31 (14)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 当社は企業価値の持続的な向上と株主との一層の価値共有を進める目的として、取締役の報酬は、業績連動報酬部分と業績連動報酬以外の報酬から構成される報酬制度を導入し、業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画の達成状況といった中長期的な指標や、単年度の連結営業利益の様な短期的な視点などを加味して決定しています。中長期的な指標は、①連結経常利益25億円②ROE 8%としており、当事業年度の経常利益は1,487百万円、ROE4.7%、営業利益は1,112百万円となりました。
2. 当社は、ステークホルダーとの価値観共有化に加え業績連動の意味合いも持つことと取締役のモチベーション向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬総額の一定割合を株式報酬に充て、譲渡制限付株式報酬の規定に従い、毎年7月に取締役会の決議を以って決定した株式報酬金額1年分を、3年間の譲渡制限期間を設定した上で、当社株式を対象取締役に付与しています。
3. 当社の取締役の報酬の構成割合は、上記の通り役位別の報酬基準額に対し、6～7割を固定報酬として月次で支払い、1～2割を業績連動報酬として翌年6月に支給し、残りを株式報酬(譲渡制限付き株式報酬)とします。
- 役位が上位の取締役になるに従い、業績連動報酬の割合が高くなります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員 会出席状況
社外取締役 (監査等委員を除く)	藤野 隆	14回 / 14回	—
社外取締役 (監査等委員)	貝塚 光啓	14回 / 14回	13回 / 13回
	日高 真理子	14回 / 14回	13回 / 13回

① 取締役 藤野 隆

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

当社はTDK株式会社との間に特別な関係はありません。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、報告事項や決議事項について、主として会社経営者経験者としての見地・視点より適宜適切な質問・照会をするとともに、必要に応じ経営判断を含めた貴重な意見具申を行っております。

(ii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

企業経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### ② 取締役監査等委員 貝塚 光啓

#### (ア) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### (イ) 当事業年度における主な活動状況

##### (i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

##### (ii) 監査等委員会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

##### (iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士として法務・コンプライアンス経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会及び監査等委員会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

#### (ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### ③ 取締役監査等委員 日高 真理子

#### (ア) 重要な兼職先と当社との関係

当社は東ソー株式会社および住信SBIネット銀行株式会社との間に特別な関係はありません。

#### (イ) 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

(ii) 監査等委員会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として公認会計士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

(iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士として企業会計に関する豊富な役割を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会及び監査等委員会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

# 計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>37,334</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>21,204</b>
現金及び預金	8,640	支払手形及び買掛金	10,193
受取手形、売掛金及び契約資産	16,025	電子記録債務	2,983
電子記録債権	3,629	短期借入金	3,707
商品及び製品	4,641	未払法人税等	238
仕掛品	63	契約負債	2,647
原材料及び貯蔵品	363	賞与引当金	308
前渡金	2,667	その他流動負債	1,125
その他流動資産	1,383	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,752</b>
貸倒引当金	△79	長期借入金	400
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,311</b>	繰延税金負債	932
<b>有形固定資産</b>	<b>2,217</b>	長期未払金	59
建物及び構築物	593	退職給付に係る負債	1,283
機械装置及び運搬具	177	その他固定負債	76
備品	145	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,956</b>
使用権資産	120	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	1,127	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,500</b>
リース資産	31	資本金	5,496
建設仮勘定	21	資本剰余金	7,951
<b>無形固定資産</b>	<b>286</b>	利益剰余金	8,721
その他無形固定資産	286	自己株式	△669
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,808</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,184</b>
投資有価証券	7,967	その他有価証券評価差額金	2,504
長期貸付金	0	繰延ヘッジ損益	18
その他投資	1,853	為替換算調整勘定	1,629
貸倒引当金	△13	退職給付に係る調整累計額	31
<b>資 産 合 計</b>	<b>49,646</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>5</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,690</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>49,646</b>

連結損益計算書 (2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,660
売上原価	34,545
売上総利益	9,115
販売費及び一般管理費	8,002
営業利益	1,112
営業外収益	449
受取利息	61
受取配当金	269
持分法投資利益	72
その他営業外収益	44
営業外費用	74
支払利息	28
為替差損	24
その他営業外費用	21
経常利益	1,487
特別利益	164
投資有価証券売却益	145
子会社清算益	19
特別損失	64
投資有価証券売却損	0
支店閉鎖損失	15
原状回復費用	13
構造改革費用	35
税金等調整前当期純利益	1,587
法人税、住民税及び事業税	590
法人税等調整額	△151
当期純利益	1,147
非支配株主に帰属する当期純損失	△8
親会社株主に帰属する当期純利益	1,156

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>17,139</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>20,842</b>
現金及び預金	1,278	電子記録債務	186
受取手形	126	買掛金	7,543
電子記録債権	1,239	短期借入金	10,516
売掛金	9,783	未払金	122
商品及び製品	1,223	未払法人税等	57
前渡金	2,224	未払費用	5
前払費用	68	契約負債	2,180
その他流動資産	1,197	与引当金	99
貸倒引当金	△2	その他流動負債	129
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,094</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,837</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>153</b>	長期借入金	400
建物	95	繰延税金負債	726
構築物	1	退職給付引当金	695
機械装置	1	その他固定負債	14
車両運搬具	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,679</b>
備品	32	<b>純 資 産 の 部</b>	
土地	3	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,182</b>
リース資産	17	資本金	5,496
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>91</b>	資本剰余金	5,109
借地権	62	資本準備金	5,096
ソフトウェア	29	その他資本剰余金	12
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,849</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,246</b>
投資有価証券	5,555	利益準備金	356
関係会社株式	15,120	その他利益剰余金	3,890
出資金	145	建物圧縮記帳積立金	13
関係会社出資金	574	別途積立金	242
長期前払費用	144	繰越利益剰余金	3,635
長期貸付金	0	<b>自 己 株 式</b>	<b>△669</b>
差入保証金	309	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>2,371</b>
その他投資	4	その他有価証券評価差額金	2,352
貸倒引当金	△4	繰延ヘッジ損益	19
<b>資 産 合 計</b>	<b>39,233</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,554</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>39,233</b>

損益計算書 (2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	11,843
売上原価	8,826
売上総利益	3,017
販売費及び一般管理費	2,922
営業利益	94
営業外収益	1,203
受取利息	1
受取配当金	1,190
その他営業外収益	11
営業外費用	64
支払利息	64
その他営業外費用	0
経常利益	1,233
特別利益	164
投資有価証券売却益	145
子会社清算益	18
特別損失	15
投資有価証券売却損	0
支店閉鎖損失	15
税引前当期純利益	1,382
法人税、住民税及び事業税	43
法人税等調整額	△31
当期純利益	1,369

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

極東貿易株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 尻 健 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東貿易株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

極東貿易株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 尻 健 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東貿易株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用の状況について取締役および使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

また、財務報告に係る内部統制について、取締役等および会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたうえで、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針や職務の分担等に従い、内部監査部門と連携を取りながら重要な会議にも出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行については、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

極東貿易株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 前田英彦 ㊟

監査等委員 貝塚光啓 ㊟

監査等委員 日高真理子 ㊟

注. 監査等委員貝塚光啓および日高真理子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

